

北子2第2836号

令和2年7月28日

関係者各位

北谷町長 野国 昌春

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び感染者等発生時の対応について (通知)

みだしの件について、7月に入り、沖縄県内でも新たな感染者が確認されており、今後の感染拡大が懸念されております。

つきましては、別紙「北谷町認可保育施設等における感染防止対策等について」を作成し、送付いたしますので、改めて新型コロナウイルス感染症防止の徹底及び保護者への注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

●送付資料

別紙「北谷町認可保育施設等における感染防止対策等について」

参考「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び感染者発生時の対応について」(保護者宛)

担当 住民福祉部子ども家庭課こども園係 平良

電話 (098) 936-1234 (内線 2323)

北谷町認可保育施設等における感染防止対策等について

1 感染拡大防止対策について

(1) 利用児童の体調確認

①児童に発熱や呼吸器症状等の風邪症状がある場合、登園を控えるよう求める。

なお、発熱の判断をする際は平熱に個人差があることに留意してください。

②発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは①と同様に登園を控えてもらうよう求める。

(2) 衛生管理について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）「新しい生活様式」の実践例をご確認下さい。

(3) その他

利用児童の保護者の職種（米軍基地関係者や医療従事者等）による、偏見や差別が行われないように配慮してください。

2 感染が確認された場合の対応について

(1) 児童及び職員が罹患した場合

①主治医や嘱託医へ相談し、保健所へ連絡。

②子ども家庭課へ連絡（**新型コロナウイルス感染に関する報告【第一報用】**を提出）

※可能な限り、第一報の翌日には**新型コロナウイルス感染に関する報告【詳報用】**を提出

③感染者本人は、治癒するまで「登園・出勤停止」。

④感染者が出た場合、**2 週間程度**臨時休園。

※施設内の消毒、濃厚接触者等の確認のため。

⑤保健所等の助言を得たうえで、施設の閉鎖、再開の措置をとる。

(2) 児童及び職員が「濃厚接触者」の場合

感染者と最後の接触した日から起算して、**2 週間登園自粛**、自宅にて健康観察。

(3) 児童及び職員の同居家族が「濃厚接触者」の場合

①家族が「濃厚接触者」又は疑いのみで「登園・出勤停止」の措置はしないこと。

②当該同居家族の検査結果が「陽性」となり、保健所から当該児童及び職員が「濃厚接触者」と特定された場合は 2（2）の対応

(4) 基礎疾患のある児童生徒について

主治医と相談し、個別に登園の判断をする。

(5) その他

児童及び職員の「県外渡航」については、慎重に判断すること。

やむを得ず渡航する場合は、感染防止に細心の注意を払い、行動履歴を記録し日々の体温測定を依頼。

帰沖後は、特に健康観察（検温等）に注視し体調不良等があれば自宅にて健康観察を求める。